令和4年9月28日 土 木 部 交通安全自転車課

自転車等放置禁止区域の追加指定について

1 主旨

区は、駅前などの自転車が大量に放置され、又は自転車等の大量の放置を引き起こす恐れがある地域を、世田谷区自転車条例第37条に基づき「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置されている自転車や原付バイクの撤去を適切に行っている。

この度、下北沢駅周辺の自転車等駐車場の整備状況を踏まえ、3区域を「自転車等放置禁止区域」に追加指定する。

2 概要

(1) 追加指定する区域(詳細は2ページのとおり)

下北沢駅

- ① ② 区道(下北沢駅東口から茶沢通り)
- ③ 区道(下北沢駅南西口から鎌倉通り)

(2) 追加指定を行う日

令和4年10月1日(土)

※ 周知期間を踏まえ、即日撤去の開始は、10月15日(土)以降とする。

3 周知方法

- ・ 放置自転車禁止区域に設置している看板などを通して周知する。
- ・ 令和4年10月1日(土)より同年10月15日(土)まで、今回追加指定した区域 に放置された自転車に、警告札を取り付けて周知を行う。

4 その他

本件については、世田谷区自転車条例第10条に基づき組織する世田谷区自転車等駐車対策協議会において審議(令和4年8月書面開催)の上、決定した。

【追加指定する自転車等放置禁止区域】

小田急電鉄小田原線・京王電鉄井の頭線 下北沢駅 ① ② ③

小田急電鉄小田原線・京王電鉄井の頭線 下北沢駅周辺 自転車等放置禁止区域

